



宮 崎 県 公 報

平成26年7月17日(木曜日) 第 2608 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 公示送達……………(国保・援護課) 1
- ふ化業者の登録……………(畜産振興課) 1

頁

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 1
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(12件) ……(商工政策課) 1
- 特例事業規程の承認……………(地域農業推進課) 7
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件) ……(農村整備課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可(4件) ……(“) 8

告 示

宮崎県告示第 419号

行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)第42条第3項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 送達を受けるべき者の氏名及び住所
審査請求人 千葉 清子
宮崎県宮崎市大字本郷南方4563番地1 市営住宅 100棟30号
- 公示事項

審査請求人が、平成26年5月2日に提起した審査請求に対し、当庁は、平成26年6月20日付けで裁決をした。当該裁決書の謄本は、当庁(福祉保健部国保・援護課)において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

宮崎県告示第 420号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	登 録 年 月 日	登 録 業 者		ふ 化 場	
		名 称	住 所	名 称	住 所
宮崎 26-1 号	平成26年 7月4日	アミューズ株式会社	日向市大字財光寺3442番地	アミューズ株式会社本場孵卵場	日向市大字財光寺3442番地
				アミューズ株式会社赤岩孵卵場	日向市大字平岩赤岩2759-4

宮崎県告示第 421号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 26-1	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	小林市細野字大人 形4108-4、4108 -6、4109-4	5.01	27.02	平成26 年7月 1日
			4.02	9.03	
			6.02	25.77	

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城店
都城市下長飯 260番地 外45筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利男
鹿児島県鹿児島市中山二丁目49番1号

<p>(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社丸勝園 代表取締役 藤元敏浩 都城市太郎坊町1981番地 1 株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤房朝 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 番38号 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 有限会社フクシマ薬局 代表取締役 福島修 都城市上東町28番10号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年 4 月 1 日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー都城郡元店 都城市郡元町4632番地 4</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦</p>	<p>鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利男 鹿児島県鹿児島市中山二丁目49番 1 号 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>4 変更の年月日 平成26年 4 月 1 日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー蓑原店 都城市蓑原町2363番 1 号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 (変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番 1 号</p>
--	---

<p>4 変更の年月日 平成26年4月1日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年6月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年7月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年7月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>	<p>株式会社丸勝園 代表取締役 五反田勝雄 都城市太郎坊町1981番地1</p> <p>株式会社鹿児島フジカラー 代表取締役 柳啓一郎 鹿児島県鹿児島市小野二丁目13番27号</p> <p>(変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>株式会社丸勝園 代表取締役 藤元敏浩 都城市太郎坊町1981番地1</p> <p>株式会社津曲食品 代表取締役 津曲義彦 鹿児島県曾於市大隅町月野3928番地</p> <p>MXモバイリング株式会社 代表取締役 山崎耕司 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号</p>
<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年7月17日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>4 変更の年月日 平成18年1月1日 大規模小売店舗の所在地の変更 平成26年4月1日 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更</p> <p>5 変更した理由 地名の変更及び小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年6月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成26年7月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成26年7月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー高城店 都城市高城町穂満坊 851番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の所在地 (変更前)北諸県郡高城町大字穂満坊字花立 851番地1 (変更後)都城市高城町穂満坊 851番地</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 有限会社ドラッグエース 代表取締役 永山博文 都城市下川東三丁目5番6号 児玉公子 北諸県郡高城町大字穂満坊字花立 851番地 株式会社イケダパン 代表取締役 三船龍生 鹿児島県始良郡始良町平松5000番</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年7月17日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキュー小林店 小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>

<p>株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番地 1 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番地 1 サンカクヤ株式会社 代表取締役 高田洋一 福岡県大牟田市宮部64番 4 号 株式会社タツミヤ 代表取締役 指田努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年 4 月 1 日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨーえびの店 えびの市大字原田字恵比須田3216番 1 外17筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p>	<p>人にあるは代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利男 鹿児島県鹿児島市中山二丁目49番 1 号 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>4 変更の年月日 平成26年 4 月 1 日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー都城店 都城市下長飯 260番地 外45筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p>
--	---

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
 (変更後) 開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 11 時
- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 (変更後) 午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
- ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前 6 時から午後 8 時まで (荷さばき施設 No. 1)
 午前 9 時から午後 8 時まで (荷さばき施設 No. 2)
 (変更後) 午前 6 時から午後 10 時まで

4 変更する年月日

平成 26 年 6 月 28 日

5 変更する理由

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成 26 年 6 月 27 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 26 年 7 月 17 日から平成 26 年 11 月 17 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成 26 年 7 月 17 日から平成 26 年 11 月 17 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー都城郡元店
都城市郡元町 4632 番地 4

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
(変更後) 開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 11 時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
(変更後) 午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

4 変更する年月日

平成 26 年 6 月 28 日

5 変更する理由

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成 26 年 6 月 27 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成 26 年 7 月 17 日から平成 26 年 11 月 17 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成 26 年 7 月 17 日から平成 26 年 11 月 17 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成 26 年 7 月 17 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー養原店
都城市養原町 2363 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時
(変更後) 開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 11 時

<p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前 8 時30分から午後10時30分まで （変更後）午前 6 時30分から午後11時30分まで</p> <p>4 変更する年月日 平成26年 6 月28日</p> <p>5 変更する理由 近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー高城店 都城市高城町穂満坊 851番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 （変更前）開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後11時 （変更後）開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後11時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前 8 時30分から午後11時30分まで （変更後）午前 6 時30分から午後11時30分まで</p> <p>4 変更する年月日 平成26年 6 月28日</p>	<p>5 変更する理由 近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。</p> <p>6 届出年月日 平成26年 6 月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成26年 7 月17日から平成26年11月17日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成26年 7 月17日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキュー小林店 小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 （変更前）開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後10時 （変更後）開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後10時</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）24時間（駐車場No.1） 午前 8 時30分から午後10時30分まで（駐車場No.2） （変更後）24時間（駐車場No.1） 午前 6 時30分から午後10時30分まで（駐車場No.2）</p> <p>4 変更する年月日 平成26年 6 月28日</p> <p>5 変更する理由</p>
--	--

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成26年6月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年7月17日から平成26年11月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年7月17日から平成26年11月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨーえびの店

えびの市大字原田字恵比須田3216番1 外17筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

（変更後）開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時45分から午後10時15分まで

（変更後）午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更する年月日

平成26年6月28日

5 変更する理由

近年の消費者の消費行動の変化に対応するため。

6 届出年月日

平成26年6月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年7月17日から平成26年11月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成26年7月17日から平成26年11月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、公益社団法人宮崎県農業振興公社の特例事業規程を次のとおり承認した。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 承認年月日

平成26年6月26日

2 承認に係る特例事業の種類

法第7条各号に掲げる事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠原土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口光彦	日南市大字楠原1948番地2
理事	東昭良	日南市大字楠原615番地2
理事	大倉孝平	日南市大字楠原950番地
理事	倉元利直	日南市大字楠原1689番地
理事	中村吉春	日南市大字楠原2010番地
理事	石山昂	日南市鉄肥6丁目6番15号1
理事	佐原勇次	日南市鉄肥8丁目4番10号
理事	水元秀治	日南市大字吉野方11792番地
監事	川越信男	日南市大字楠原1502番地

監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 川 泰 憲	日南市大字楠原 584番地
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市舩肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市舩肥 8 丁目 4 番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	久 永 剛	日南市舩肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、向田吉野方土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一	日南市大字吉野方 387番地
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5
理 事	田 中 康 雄	日南市大字吉野方6898番地
理 事	中 村 勇	日南市大字吉野方9932番地 2
理 事	河 野 強	日南市大字吉野方4258番地
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	向 高 文 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1

理 事	小 松 俊 弘	日南市大字酒谷乙 416番地 2
理 事	谷 口 博 教	日南市大字酒谷甲1204番地
監 事	藤 丸 靖	日南市大字酒谷乙 335番地
監 事	山 下 喜 教	日南市大字吉野方9737番地

(任期：平成29年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	村 上 一	日南市大字吉野方 387番地
理 事	田 村 忠 義	日南市大字吉野方1024番地 5
理 事	田 中 康 雄	日南市大字吉野方6898番地
理 事	中 村 勇	日南市大字吉野方9932番地 2
理 事	河 野 強	日南市大字吉野方4258番地
理 事	門 川 実	日南市大字酒谷乙 632番地
理 事	向 高 文 博	日南市大字酒谷乙 801番地 1
理 事	藤 丸 靖	日南市大字酒谷乙 335番地
理 事	谷 口 博 教	日南市大字酒谷甲1204番地
監 事	藤 丸 忠	日南市大字酒谷乙 288番地
監 事	岩 下 善 宣	日南市大字吉野方7341番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、浜之瀬土地改良区（高千穂町）から平成26年 4 月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、神之水土地改良区（高千穂町）から平成26年 4 月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、石山土地改良区（都城市）から平成26年 6 月 4 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成26年 6 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年 7 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

--	--